

県政要望に対する県庁所管課の対応状況（令和4年3月）

| 新規 継続 | 要 望 事 項 |
|----------|---|
| 【1】 | 短期的事項 |
| 継続 | <p>① 総合的な支援における地域間格差の是正について</p> <p>平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」による総合的な支援は、全国一律に行われる「自立支援給付」と、自治体の創意工夫により行われる「地域生活支援事業」に体系化され、その実施は主に市町村が担うことになりました。</p> <p>しかしながら、障害者福祉に対する取り組み姿勢や考え方が市町村によって異なっており、サービス提供のあり方に市町村間での格差が生じております。</p> <p>「自立支援給付」における視覚障害者の日常生活に必要な外出等を支援する同行援護事業について、支給量（利用時間）、利用範囲、利用内容など利用者ニーズに沿った制度運用が市町村によって異なっていることに加え、同行援護制度そのものの利用が難しい市町村があるなど大きな地域間格差が生じています。</p> <p>このため指定同行援護事業所のない市町村の解消を図るとともに、福祉送迎（有償）要件の緩和、サービス利用範囲の拡大等、同行援護サービスが受けやすい条件整備を行うなど、地域間格差の是正に向けた取り組みの強化を要望します。</p> <p>また、「地域生活支援事業」における日常生活用具給付については、対象品目数や支給の条件、利用者ニーズの掘り起こしなどについて、市町村の対応に温度差があることから、市町村において、より適切な制度運用を図るよう継続的な指導を要望します。</p> |
| 現況 | <p>回答（障害福祉課）</p> <p>【同行援護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年2月1日現在において、県内の指定居宅介護事業所は285箇所であり、うち同行援護を実施している事業所は86箇所となっております。 ○ 県内44市町村のうち17市町村において当該事業所がないため、周辺市町村にある事業所のサービス利用を図っているところです。 <p>【日常生活用具給付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活用具給付事業については、事業の実施主体である市町村が、障害者のニーズに基づき対象品目を定め、障害者の属する世帯所得に応じた経費負担制度となっております。 |
| 令和4年度の方向 | <p>回答（障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、引き続き、同行援護事業を実施していない指定居宅介護支援事業所に対して、同行援護事業の実施を促してまいります。 ○ 日常生活用具給付事業については、市町村に情報提供を行うとともに、適切な支援が確保されていない状況などが確認された場合については、必要な助言を行うなど、適切な制度の運用について働きかけてまいります。 |